

代田地区街づくり計画の 方向性の展示 & 意見募集

意見募集期間：令和7年
2月28日(金)～3月16日(日)

閲覧場所：

1. 回答フォーム ▶▶
2. 代田区民センター 1階ロビー (世田谷区代田 6-34-13)
3. さくら花見堂 1階エントランスホール (世田谷区代田 1-13-14)
4. 世田谷代田駅 改札内 (世田谷区代田 2-31-12)

意見提出方法：

1. 回答フォーム ▶▶
2. ファクシミリ、郵送

① ご意見・ご提案、② 住所 (例：代田〇丁目)、③ 回答者の年代 (例：50代)
を明記した書面を下記【問合せ先】にお送りください



回答フォーム
はこちら

発行・
問合せ先

世田谷区北沢総合支所街づくり課 (担当：大島、宮田、是松)
〒155-8666 世田谷区北沢 2-8-18 (北沢タウンホール11階)
電話：03-5478-8073 (直通) / FAX：03-5478-8019

[区ホームページ]

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02209/4041.html>

地区街づくり計画とは？

地区街づくり計画では何を定めるの？



「地区街づくり計画」は、世田谷区街づくり条例に基づく制度で、安全で住みやすい快適な環境の市街地を形成するために必要があると認めるときは、地区の特性に応じて、街づくりの目標や街づくりに関する必要な事項を定めます。

「街づくり」と「まちづくり」



同じ「まちづくり」という読み方でも、漢字の「街づくり」、ひらがなの「まちづくり」と書く場合があります。世田谷区においては、「街づくり」は、市街地の保全や整備を示す場合に使われ、「まちづくり」は、様々な市民活動や地域のコミュニティづくりまで広く含めた言葉として使っています。地区街づくり計画では、漢字の「街づくり」を対象としています。

代田地区 地区街づくり計画 の方向性

(たたき台) 2025年2月15日時点

検討の経過、流れ

代田まちづくり協議会より、世田谷区街づくり条例に基づく「地区街づくり計画 (原案)」の提案を受け、区では、代田地区の皆さまと、代田まちのみらい会議での意見交換等を重ねてきました。皆さまからいただいたご意見、アイデア等も踏まえ、「地区街づくり計画の方向性 (たたき台)」をまとめました。



これまでの経過は
区ホームページより
ご覧ください。



地区街づくり計画の構成

代田地区の地区街づくり計画は、条例に基づき下記の項目 (青色の枠内) で構成します。また、みらい会議等でいただいたご意見等を踏まえて地区街づくり計画をわかりやすくお伝えするパンフレットを作成していく予定です。



位置・区域

代田1～6丁目全域

目標

心地よい住環境や
コミュニティを
育むまち

歩きやすく
出かけやすいまち

まちのみどりを
守り育て
憩えるまち

災害に強く、
安心して
暮らせるまち

歴史や文化などの
地域の資源や魅力を
大切にするまち

方針

①交通機能 の整備、維持管理 の方針

■安全で快適に通行できる交通環境の形成

- ・狭隘道路の解消を図るため、建物の建築時以外にも機会を捉えて拡幅整備を進め、見通しを確保します。
- ・歩行者、自転車、自動車が共存できる交通安全の促進を図ります。

■外出しやすい環境整備

- ・住宅地が主体で狭い道や坂道が多い地区特性を踏まえ、座れる場の設置など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、安心して外出しやすい、移動しやすい環境を促進します。

■公園等の整備

- ・大規模敷地の土地利用転換や寄付等の機会を捉え、防災上有効な機能や空間、みどり豊かな憩いの場や地域コミュニティの場として、公園等の整備し、保全を図ります。

■まちのみどり・環境の保全・育成

- ・道路、緑道、公園・広場、建築敷地等の一帯でみどり豊かな潤いのある市街地環境の保全・育成を図ります。
- ・良好な住環境を維持するため、各主体が適切なみどりの保全・創出、維持管理に努めます。
- ・北沢川緑道や羽根木公園のまとまったみどりを起点に、地域の生態系を保全し、地球温暖化対策を推進するため、場所に即した植生や緑陰、保水力の確保、環境負荷低減に配慮した施設の設計、設備の導入を促進します。

■住宅地と調和する店舗の促進

- ・環状七号線や商店街の沿道には住宅地と調和する店舗等を誘導します。

■コミュニティづくりの促進

- ・地区住民等が参加できる交流の場づくりを支援します。世田谷代田駅前広場については交通機能を維持しながら地域の活性化に資する活用を支援できるよう、地区住民等と検討します。
- ・地区住民等がまちを知り、関心を高め、良好な住環境を育むための多様な情報発信を充実します。

■まちのマナーの向上

- ・地区住民が心地よく暮らせるよう、住環境の整備・維持管理などのマナーを啓発します。

■地域の治安向上

- ・防犯カメラの設置など、地区一帯で防犯対策を促進し、犯罪を抑制します。

■防災力の向上

- ・下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図るため、雨水貯留浸透施設の整備を促進します。
- ・災害時の避難の安全性を向上し、消防・救急活動の円滑化を図るため、ブロック塀を禁止し、狭隘道路の後退部分を通行上支障がないよう維持します。
- ・地区の防災力を高めるため、防災に係る情報の共有、防災活動への参加の促進を図ります。

■地域の歴史や文化の魅力の継承

- ・地域の歴史や文化の普及啓発、継承を図ります。
- ・世田谷代田駅前広場等からの富士山の眺望を大切にします。

④良好な 住環境を育む 整備、維持管理 の方針

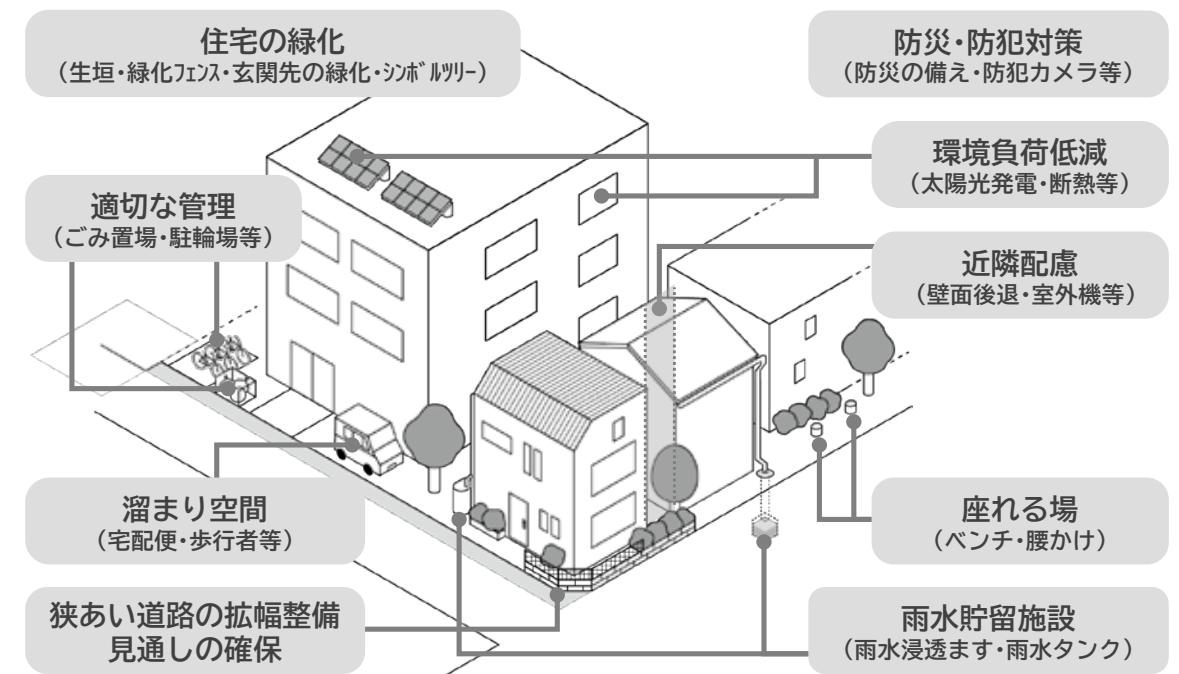
方針に基づく取組み

街での取組み・活動（案）



（イメージ）

建築時の誘導（案）



誘導項目



（イメージ）